令 和 0 6 年 度　　第 3 回　　高島平警察署協議会　議事概要			
開催日時	令 和 0 6 年 1 2 月 1 9 日　　午 後 0 3 時 3 0 分 ～ 午 後 0 5 時 0 0 分		
開催場所	高島平警察署　講堂	出席者	協議会委員　　8 名 署長ほか　　2 名

内　容

会議に先立ち、生活安全課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

協議会からの意見要望に対する取組結果等
1　特殊詐欺の見抜き方や具体的対処法について
（1）アポ電への対策
ア　固定電話
国際電話利用契約の利用休止
イ　スマートフォン等
（ア）通信会社が提供する着信拒否サービスの利用
（イ）着信拒否アプリの利用
（2）警察官をかたる詐欺
ア　警察官が実際に事件、事故等で電話連絡する場合
（ア）必ず官職・氏名を名乗り、連絡先を告げる。
（イ）公務でＬＩＮＥ等のトークアプリを使用することはない。
（ウ）キャッシュカードの暗証番号等を聴取することはない。
（エ）警察手帳の写真を送付することはない。
（オ）逮捕状や捜索令状をスマホで示すことはない。
イ　警察官をかたる電話への対処法
（ア）「誰にも話すな」と言われても、まずは周りに相談する。
（イ）相手の言葉を鵜呑みにせず、必ず警察署に確認する。
（3）詐欺サイトにアクセスした場合の対処法
ア　警告画面を消去する方法（パソコン・スマートフォン等）
イ　詐欺サイトの注意点
（ア）安易に個人情報や電話番号を入力しない。
（イ）不審なリンクをクリックしない。
（ウ）「物品」の検索結果から直接販売サイトにアクセスしない。
2　被害防止対策の改善・強化について
（1）ＡＴＭ前に設置している警察官パネル
注意喚起音声の再生音量や設置場所を改善
（2）新しい手口の詐欺等が発生した際の広報
各種イベント、巡回連絡、個別訪問、新聞折り込みチラシ、町内会の回覧板等による幅広い周知

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1　署長から協議会への説明内容
（1）闇バイト対策等
ア　「闇バイト」の勧誘手口
（ア）Ｘ（旧・Ｔｗｉｔｔｅｒ）等のＳＮＳ上に、内容不明の仕事を「誰でもできる」、「高額報酬」等と掲載
（イ）秘匿性の高いアプリでのやり取りに誘導
（ウ）身分証やパスポート等の写真の送信を要求
（エ）偽名を使うよう指示
イ　特殊詐欺の被疑者
（ア）性別・年齢
男性、特に１０代、２０代の若者が多い。
（イ）少年被疑者の傾向
・　「無職」が多く、学生・生徒の半数は高校生
・　遊行費や借金返済、携帯電話料金のため、安易に「高額バイト」、「楽に稼げる」等の勧誘に応じてしまう。
ウ　警察への相談状況
令和５年には、前年比約４．４倍と大幅に増加
エ　闇バイトに応募させないために

（ア）警察による「保護」の呼び掛け
警察庁の露木長官が「ＹｏｕＴｕｂｅ警察庁公式チャンネル」で発信
（イ）管内の中学校、高校、大学での広報啓発
防犯講話、注意喚起チラシの配布
（２）強盗・防犯対策（警視庁生活安全総務課・東京防犯協会連合会より）
ア　在宅・帰宅時の注意
在宅時も施錠を徹底、帰宅時は周囲に人がいないか確認
イ　住宅の防犯対策
（ア）建物周辺の整理整頓、侵入者が人目を気にする防犯環境づくり
（イ）長期不在時の隣近所への声掛け、配達物の停止
（ウ）防犯カメラ、センサーライトの設置
（エ）ワンドアツーロック、補助錠の取り付け
（オ）防犯性能の高い建物部品（ＣＰ部品）の使用
ウ　日常の心構え
（ア）家族以外の人に、鍵を「見せない」、「渡さない」、「写さない」
（イ）自宅に必要以上の現金を置いておかない。
（ウ）在宅状況、家族の状況、資産情報を人に話さない。
（エ）不審な事態を感じた場合は、ためらわずに１１０番通報
２　警察署協議会からの意見要望等
（１）被害に遭ったり、闇バイトに足を踏み入れたりした場合には、「警察が守る」と具体的事例を交えてアピールしてほしい。
（２）若者への広報啓発について
ア　真っ当なアルバイトがどのようなものか理解していないようなので、学校でのキャリア教育を充実していく必要性を感じる。
イ　「困った時は直ぐに１１０番してよい」ということを知らないのではないか。
ウ　若者はあまりテレビを見ないので、闇バイトの危険性をネット上やＳＮＳの広告で周知していくことが大切だ。
（３）なぜ闇バイト組織の主犯格は、なかなか捕まらないのか。今後実施されるという「仮装身分捜査」に期待したい。

[その他の意見要望等]

なし

その他	

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令 和 0 6 年 度　　第 2 回　　高島平警察署協議会　議事概要			
開催日時	令 和 0 6 年 0 9 月 1 9 日　　午 後 0 3 時 3 0 分 ～ 午 後 0 5 時 0 0 分		
開催場所	高島平警察署　講堂	出席者	協議会委員　　7 名 署長ほか　　4 名

内　容

会議に先立ち、生活安全課長の出席について、各委員から了承を得た。

[業務説明]

協議会からの意見要望に対する取組結果等
1　防災無線を補完する手段
（1）板橋区による発信
ア　「電話応答サービス」で防災無線の放送内容を無料で視聴可能
イ　「防災行政無線放送内容一覧」をホームページに掲載
（2）警察による広報
避難情報が出された場合、パトカー等の車両で避難誘導措置や避難広報を実施
2　河川氾濫に対応する人員、資機材、避難所
（1）板橋区による避難所の運営
ア　荒川洪水警報発令時に最大７０か所開設
イ　各避難所に区の職員が配置されローテーションで運営
（2）警察等の対応
ア　被害状況等の情報収集、避難誘導、交通整理誘導等の初動対応
イ　被害状況に応じて機動隊、消防、自衛隊等から応援部隊を順次派遣
3　ドローンを活用した避難呼び掛けや生存確認
（1）警視庁は既に鑑識活動や救助活動でドローンを活用
（2）更なる活用方法について本部で検討中
4　防災・救急グッズの充実と周知
（1）板橋区による防災イベント（年１回）
ア　救急救助や応急救護の体験
イ　防災グッズや非常食等の展示
（2）警察による対策
ア　本部主管課が各所属に防災・救命用資機材を計画的に配備
イ　各種訓練や防災イベントの際にグッズを紹介・展示
5　避難所までのルート確認のためのイベント
（1）板橋区によるワークショップ
地区別の防災マニュアル、防災マップを作成
（2）「まち歩きによる避難路及び防災課題の点検」
上記ワークショップの一環として開催
6　「キキクル」等防災情報、アラートの受信方法
（1）「気象庁キキクル」
携帯やパソコンからアプリのダウンロードが可能
（2）その他の防災情報
ア　板橋区の防災メール、ＬＩＮＥ公式アカウント
イ　国土交通省の携帯サイト、東京都防災アプリ

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1　署長から協議会への説明内容
高島平警察署特殊詐欺防止対策
（1）管内の特殊詐欺発生状況
ア　令和元年に被害が多数発生、令和２年以降は年間５０件前後で推移
イ　本年は、昨年比で被害件数、被害金額とも増加（９月１８日現在）
（2）特殊詐欺の特徴と発生傾向
ア　現金やキャシュカードを被害者から受け取る手交型の被害が半数以上
イ　還付金詐欺は減少傾向
（3）当署における主な被害の手口
ア　息子、警察官を装うオレオレ詐欺
イ　区役所職員、警察官をかたる預貯金詐欺、還付金詐欺
ウ　架空料金請求詐欺、キャシュカード詐欺盗、副業サイト詐欺
（4）当署の対策

ア　高齢者宅への戸別訪問
イ　無人ＡＴＭに警察官パネルを設置し注意喚起

２　警察署協議会からの意見要望等

（１）特殊詐欺への具体的対処法

ア　特殊詐欺の見抜き方や対応の仕方について、もっとシンプルに教えてほしい。
イ　警察官を装った手口にだまされないために、実際はどのような場合に警察官が電話を掛けてくるのか教えてほしい。
ウ　被害防止の対策だけでなく、詐欺サイトをクリックするなど、被害に遭いかけた場合の対処法を教えてほしい。
エ　闇バイトからの「抜け方」も周知してほしい。

（２）被害防止対策の改善・強化

ア　ＡＴＭに設置されている警察官パネルの音声が大きく、怪しいやりとりを見掛けても内容が聞き取れなかったので、音量や設置場所を検討してほしい。
イ　新しい手口による犯行が一件でも発生したら、周知してほしい。
ウ　戸別訪問による注意喚起は、高齢者宅に限らず広く実施したほうがよい。

[その他の意見要望等]

なし

その他	会議前に、現在閉鎖中の留置施設を視察

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令 和 0 6 年 度　　第 1 回　　高島平警察署協議会　議事概要			
開催日時	令 和 0 6 年 0 7 月 0 4 日　　午 後 0 3 時 0 0 分 ～ 午 後 0 5 時 1 0 分		
開催場所	高島平警察署　講堂	出席者	協議会委員　　7 名 署長ほか　　2 名

内　容

会議に先立ち、警備課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

1　協議会からの意見要望に対する取組結果等
（1）活動の更なる強化
ア　企業や若者を巻き込んだ活動
（ア）警察署では、管内の各地域で協力団体、企業、団体等と協力しながら様々な活動を実施しているところ、若者の参加については各団体とも苦慮している。
（イ）今後も企業や若者に対して、協力団体等との活動を周知や広報していく。
イ　警察と各協力団体が協働した地域イベントの推進
（ア）コロナの影響で中断していたが、昨年から地域イベント等を再開し、昨年は７件、本年も５月末までに７件のイベントを協力団体とともに実施している。
（イ）町会単位でのイベントや合同パトロール等にも、引き続き積極的に参加していく。
ウ　各協力団体間の連携強化
（ア）各団体の会長が会合等で意見交換を実施するなど協力体制を構築しており、合同で参加している活動もある。
（イ）今後更に協働できる活動を企画立案し、活動が広く周知されるよう努めたい。
（2）協力団体と活動の周知
ア　各団体による活動内容の周知
（ア）新聞の折り込みチラシや警視庁ホームページで発信したり、高島平新聞に記事の掲載を依頼したりしている。
（イ）日々の防犯活動などについては、東京都防犯協会連合会が発行する「家庭と防犯」で活動の周知を図っている。
イ　窓口の周知によるアイデアや入会者の積極的な募集
（ア）各団体の会員は、ボランティアで身近な問題に対して可能な範囲で取り組んでいるため、窓口開設やホームページ作成等の負担は大きい。
（イ）アイデアや入会希望については、警察署や交番に申し出ていただければ、各団体に取り次ぎお伝えする。
2　管内概況について
（1）交通事故発生状況
（2）特殊詐欺発生状況

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1　署長から協議会への説明内容
荒川氾濫に備えた水害対策について
（1）管内概況
ア　荒川が氾濫した場合に大規模な水害が発生するおそれがある警察署（対策強化警察署）として指定
イ　浸水及び破堤想定
（2）各種訓練の実施
ア　物品搬送、車両退避訓練
イ　代替施設への機能移設訓練
ウ　非常用電源稼働訓練
エ　情報収集拠点及び情報収集、伝達訓練
2　警察署協議会からの意見要望等
（1）装備資機材等について
ア　防災無線が聞こえないことがあるので、それに代わる手段を検討してほしい。
イ　河川の氾濫に対応する人員や資機材、避難所は足りているのか。
ウ　ドローンを活用した避難の呼び掛けや生存確認を進めてはどうか。
（2）広報啓発活動関係
ア　防災・救命グッズを充実させて周知し、これらを活用したイベントを実施して

ほしい。
イ　避難所までのルートを確認する町歩きイベントなどを実施してほしい。
ウ　堤防が決壊する前に気象庁の「キキクル」などのアラート通知を入手する方法を周知してほしい。

[その他の意見要望等]

なし

その他	会議前に警備し機材の展示説明を行った。（ボート、マリンポーチ、土嚢等）

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令 和 0 5 年 度　　第 4 回　　高島平警察署協議会　議事概要			
開催日時	令 和 0 6 年 0 3 月 0 7 日　　午 後 0 3 時 0 0 分 ～ 午 後 0 5 時 0 0 分		
開催場所	高島平警察署　講堂	出席者	協議会委員　　9 名 署長ほか　　2 名

内　容

会議に先立ち、生活安全課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

1　協議会からの意見要望に対する取組結果等
（1）高齢者に対する情報発信
ア　特殊詐欺対するテレビＣＭ
署独自でのＣＭは難しいため、従来のアナログ手法に加えてデジタル媒体を活用するなど複合的な対策を推進していく。
イ　リアルなアポ電（実際の通話内容）を使用した広報
実際のアポ電がデジポリスに収録されているのでデジポリスの普及に努める。
ウ　高齢者コミュニティへの情報発信
（ア）町内会、老人会等の地域コミュニティに、やふれあいポリスなどの署員が出向いて防犯講話を実施
（イ）犯罪抑止女性アドバイザーが高齢者宅を戸別訪問し広報啓発活動を実施
エ　「たかけい新聞」の更なる活用
（ア）現在、読売新聞５販売所、朝日新聞４販売所に約２万５千部の折り込みを依頼している。
（イ）パトロールメモと合わせた投函について、実施に向け検討している。
（ウ）地域紙「高島平新聞」への折り込みは実施していない。
（2）新たな媒体の活用等
ア　ＹｏｕＴｕｂｅによる発信
警視庁公式ＹｏｕＴｕｂｅチャンネルを開設し、特殊詐欺に限らず、防犯や採用など様々な警察活動を広報している。
イ　紙媒体以外の発信
折り込みチラシの効果は高いので、デジタルコンテンツなどと複合的に活用していく。
（3）パトカーや広報車両での情報発信
ア　車両による広報の現状
（ア）特殊詐欺対策の広報活動
・　平日は広報車両によるを街頭宣伝活動を実施
・　毎日、板橋区が契約する警備会社が防犯パトロールを実施
（イ）広報効果の向上
・　アポ電が入電した地区を重点的に広報啓発活動を実施していく。
・　防犯パトロールカーのアナウンスは、なるべく低速で走行するなど聞き取りやすい広報を心掛ける。
（4）不審者や行方不明者に関する情報
ア　不審者情報提供のお願い
（ア）不審者を見掛けた際は１１０番通報していただきたい。
（イ）高島平警察署への架電、交番への相談、「＃９１１０」にも対応する。
イ　行方不明者についての情報発信
（ア）届出を受理すると近隣府県及び都内警察署に一斉手配し、警察活動を通じて発見に努めるとともに、関係行政機関と情報共有を行っている。
（イ）板橋区は住民の方々への行方不明者の手配は実施しておらず、一般的な対策や情報について広報している。

2　管内概況について
（1）交通事故の発生状況
（2）特殊詐欺の発生状況

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1　署長から協議会への説明内容
協力団体の活動状況について
（1）主な団体と活動

ア　高島平懇話会
　　武道始め式の開催等
イ　高島平交通安全協会
　　全国交通安全運動、各種イベント時の交通対策等
ウ　高島平防犯協会
　　合同パトロール、環境浄化キャンペーン、夜間合同パトロールの実施等
エ　高島平署パートナーシップ
　　合同テロ対処訓練、合同重機操作訓練の実施等
オ　東京都警察官友の会（高島平支部）
　　歳末激励巡視
カ　警友会
　　シルバーポリス活動等

2　警察署協議会からの意見要望等

（1）活動の更なる強化

ア　企業や若者を巻き込んでいくと良い。
イ　警察と各団体が協働した地域イベントを増やすと良い。
ウ　各団体同士の連携を強化した方が良い。

（2）団体と活動の周知

ア　各団体の活動内容が周知されていないので、もっと周知してほしい。
イ　各団体の窓口が周知されていないため、アイデアが伝えられない、入りたくても入れないという事態に陥っているのではないか。

[その他の意見要望等]

なし

その他	なし

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令 和 0 5 年 度　　第 3 回　　高島平警察署協議会　議事概要			
開催日時	令 和 0 5 年 1 2 月 1 4 日　　午 後 0 3 時 0 0 分 ～ 午 後 0 5 時 0 0 分		
開催場所	高島平警察署　講堂	出席者	協議会委員　　8 名 署長ほか　　3 名
内　容			

会議に先立ち、生活安全課長、生活安全課係長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

1　協議会からの意見要望に対する取組結果等

（1）ふれあいポリスを、高齢者だけでなく若者にも意識を向けて、幅広い世代に周知することが犯罪抑止につながるのではないか。

【回答】

ア　当署では、本年６月からふれあいポリスの運用を開始し、更なる周知が必要である。

イ　現在は、要請のあった町内会、高齢者施設等にふれあいポリスが出向き、防犯講話等を実施している。

ウ　今後の活動として、

（ア）地域で行われる各種イベントに積極的に参加し、若い世代にふれあいポリスの存在が浸透するような施策を推進する。

（イ）板橋区の２署（板橋、志村）と協調連携を図り、効果的な活動を展開する。

（2）デジタルツールを活用する若い世代は、自宅のポストをあまり利用しないため、パトロールメモが投函されても気がつかないので、メモをメールでも展開するなど世代に応じたツールを活用すれば、より効果的な活動となるのではないか。

【回答】

ア　パトロールメモは住民とのコミュニケーションを図るツールのひとつである。

イ　個人メールの登録や新たなシステムの構築は難しく、個人情報の取扱いの観点からも、当面は紙媒体のままとしたい。

ウ　デジタルツールでの広報については、まだまだ改善の余地があるので、ホームページの広報、警視庁本部のＬＩＮＥ広報等の浸透を図っていきたい。

（3）特殊詐欺に関するＤＶＤは、毎回、内容が同じものを見る機会が多く、デジタルサイネージ等もあまり更新されていないので、分かりやすく、タイムリーなものにアップデートしてほしい。

【回答】

ア　近年ＤＶＤは更新されていないが、警視庁本部からショートムービーが頻繁に配信され、警視庁ホームページに５０本の動画を掲載している。

イ　令和５年は「ブロック詐欺！」のタイトルで、タレントのケンドーコバヤシ、ゆりあんレトリーバー、おかずクラブを起用した動画やチラシを作成した。

（4）協議会委員でさえ全員がデジポリスを利用していない現状では、一般の人に浸透しているとは思えないので、オンラインやデジタルの活用等、広報の手段に工夫を凝らして認知度を向上させ、利用者を増やしてほしい。

【回答】各種防犯イベントやキャンペーン、学生向けの防犯講習等の機会に、実際にアプリの使用を手伝うヘルプデスクを設置するなどの対策を講じ、デジポリスの更なる利用促進に努める。

（5）自転車乗車時のヘルメット着用を徹底させてほしい。

【回答】各種キャンペーンでヘルメットの重要性について講話し、スポーツタイプやおしゃれなヘルメットを参加者が手に取り、ヘルメットを身近に感じてもらうことで着用率の向上を目指している。

2　管内概況

（1）交通事故発生状況

（2）特殊詐欺発生状況

3　令和５年の行事等

（1）警視庁、高島平署で実施した行事

（2）委員の参加、協力に対する御礼

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1　署長から協議会への説明内容

警察業務情報の発信の在り方について

（1）各種情報発信ツール

ア　警視庁ホームページ
イ　警察署ホームページ
ウ　デジポリス
エ　メールけいしちょう
（２）凶悪犯罪事案等発生時の地域住民への情報提供
２　警察署協議会からの意見要望等
（１）対象に応じた発信方法
ア　高齢者対策
（ア）ホームページを閲覧するような関心の高い人は詐欺に遭いにくいので、詐欺に遭いやすい人に向けたテレビＣＭ等が必要だと思う。
（イ）有名人を起用しなくても、リアルなアポ電を流すだけでも効果的な広報手段になる。
（ウ）高齢者コミュニティに対する情報発信も重要だ。
（エ）署独自の情報発信として「たかけい新聞」を
・　パトロールメモと一緒に投函する。
・　地域紙「高島平新聞」に折り込んでもらう。
イ　若者対策
（ア）ＹｏｕＴｕｂｅを活用する。
（イ）新聞の全国紙はデジタルに切り替える人も多いので、折り込みチラシ以外の方法を検討する。
（ウ）ピーポくんを全面に出して情報拡散力を高める。
（２）広報車両、パトカー等の活用
ア　パトカーや広報車両での発信は通行人に対しても有効ではないか。
イ　アナウンスが聞きづらいことがあるので、もう少しゆっくり話してほしい。
（３）効果的な情報発信
ア　デジポリスは素晴らしいアプリだと思う。
イ　「たかけい新聞」はとても読みやすくなった。
（４）更なる情報発信
ア　不審者等の情報に関する相談窓口が周知されていないので広報してほしい。
イ　行方不明者について
（ア）認知症の方の捜索方法をブラッシュアップするため、一般人への情報発信も検討してはどうか。
（イ）認知症の方の家族に対して、できること、対策等を事前に周知してほしい。

[その他の意見要望等]

なし

その他	

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令 和 0 5 年 度　　第 2 回　　高島平警察署協議会　議事概要			
開催日時	令 和 0 5 年 0 9 月 2 8 日　　午 後 0 3 時 0 0 分 ～ 午 後 0 5 時 0 0 分		
開催場所	高島平警察署　講堂	出席者	協議会委員　　8 名 署長ほか　　3 名

内　容

会議に先立ち、地域課長代理、地域係長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

1　協議会からの意見要望に対する取組結果等
（1）自転車事故防止のため、自転車専用レーンを増設してほしい。
【回答】当署管内は現在１か所のみで、他の場所にも設置を検討したが、道路幅員が狭い等の理由で設置に至らなかった。今後設置可能な場所があれば検討する。
（2）二段階式横断歩道は交通事故防止に効果があると思うので増やしてほしい。
【回答】設置可能な場所があれば、本部主管課や道路管理者と積極的に検討する。
（3）自転車使用のマナー、ルールの遵守を徹底させてほしい。
【取組】児童や生徒に対して
・小学生に対する自転車教室
・中学校におけるスケアード・ストレイト
・高校でのポスター掲示、チラシ配布
地域や事業者等に
・町会等における自転車教室
・事業者に対するチラシの配布
・自転車販売店に対するポスターチラシの配布
・街頭キャンペーン
等を実施し、ルール違反の自転車に対して指導警告・取締りを行っている。
（4）高齢者が多い地域性を鑑み、特殊詐欺対策を強化してほしい。
【取組】・広報車両による街宣活動
・高齢者への広報啓発活動
・防犯講話
・手口の傾向等をタイムリーに反映した検挙対策
等を実施している。
（5）ネット犯罪に手を染めたり、被害に遭ったりする少年が増えているので、取締りや対策を強化してほしい。
【取組】・セーフティ教室の開催
・サイバーパトロールの実施
・福祉犯罪の検挙
等を推進している。
（6）児童・生徒が犯罪に巻き込まれないように、自身の身を守るための講習等を実施してほしい。
【取組】・闇バイトに関わらせないための施策
・子供を犯罪から守る合い言葉「いかのおすし」の教養
等を推進している。

2　管内概況
（1）交通事故発生状況
（2）特殊詐欺発生状況

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1　署長から協議会への説明内容
地域警察活動について
（1）地域課の業務
ア　１１０番の入電状況と内容
イ　検挙状況
ウ　交通取締り
（2）装備・訓練
ア　装備資器材
イ　各種訓練の実施状況
（3）防犯活動・広報啓発

ア　巡回連絡
イ　パトロール・防犯活動

２　警察署協議会からの意見要望等

（１）ふれあいポリスの周知

ふれあいポリスを幅広い世代に周知させること、高齢者だけでなく若者にも意識を向けることが犯罪抑止につながるのではないか。

（２）世代に応じたツールの有効活用

デジタルツールを活用する学生は、自宅ポストを利用する頻度が低く、パトロールメモが投函されても気が付かない。パトロールメモをメールでも展開するなど、世代に適したツールを活用することで、より効果的な活動となるのではないか。

[その他の意見要望等]

（１）広報啓発の刷新

ア　特殊詐欺のＤＶＤは、同じものを見る機会が多く、デジタルサイネージ等も、あまり更新されていないので、わかりやすく、時代に合ったものに刷新し、アップデートしてほしい。

イ　デジポリスは、協議会委員でも全員が利用していない状況をみると、一般の人に浸透していないのではないか。オンラインやデジタルの活用等、広報の手段に工夫を凝らし、認知度と利用者を増やしてほしい。

（２）交通安全の諸対策

自転車ヘルメット着用の徹底、車両の一時不停止やキックボードの違反に対する取締りの強化を検討してほしい。

その他	

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令 和 0 5 年 度　　第 1 回　　高島平警察署協議会　議事概要			
開催日時	令 和 0 5 年 0 6 月 2 2 日　　午 後 0 3 時 0 0 分 ～ 午 後 0 5 時 0 0 分		
開催場所	高島平警察署　講堂	出席者	協議会委員　　9 名 署長ほか　　2 名
内　容			

会議に先立ち、会長、副会長を互選した。
また、交通課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

1　協議会からの意見要望に対する取組について
（1）減速しない自転車等の車両、斜め横断する歩行者、横断歩道や停止線の上に駐停車する車両（運転者が乗車している場合を含む。）などを、しっかり取り締まってほしい。
【取組】・自動車の運転者や歩行者に対する各種キャンペーン
・自転車運転者に対する指導警告
等の様々な活動を通じて対策を講じている。
（2）中学や高校で道路交通法を必修科目にすれば、保護者をはじめ、大人の意識向上にもつながるのではないか。
【取組】・幼稚園や保育園での横断訓練
・小学校での自転車教室
等、幼少期からの交通安全教育に加えて、
・管内の中学、高校からの要請に応えた安全教室
も実施している。
（3）運転免許証の更新時に、自転車に関する講習も受けるようにしてはどうか。
【取組】・二輪車実技教室における自転車に関する情報提供
・自転車運転者講習制度に基づく、危険行為を繰り返す違反者に対する講習の受講命令
等を実施している。

2　交通取締りの計画と推進について
（1）高島平警察署速度取締指針
（2）取締管理計画
（3）駐車監視員取締り活動ガイドライン

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1　署長から協議会への説明内容
（1）管内概況と各課の業務について
ア　会計課
遺失届、拾得物の取扱い状況
イ　交通課
自転車の事故が多く、自転車の関与率が５０．５％
ウ　警備課
地理的特徴と、災害発生時の団地居住者の避難誘導
エ　刑事組織犯罪対策課
・　管内発生の窃盗事件
・　連続発生自転車カバーの切り裂き事案
オ　生活安全課
・　迷い人の取扱い及び相談事案
・　少年事件の取扱いと児童通告
・　サイバーパトロールによる福祉犯検挙
カ　地域課
・　１１０番件数及び内容
・　高齢者の取扱い
（2）管内における事件事故の発生状況
ア　交通事故発生状況
・　昨年同時期との比較
・　死亡事故について
イ　特殊詐欺発生状況

発生件数及び概要について
以上について説明し、重点的に推進すべき対策等について意見を求めた。
2　警察署協議会からの意見要望等
（1）交通事故防止対策
ア　自転車事故防止のため、自転車専用レーンを増設してほしい。
イ　二段階式横断歩道は交通事故防止に効果があると思うので増やしてほしい。
ウ　自転車使用のマナー・ルール遵守を徹底させてほしい。
（2）特殊詐欺被害防止対策
高齢者が多い地域性を鑑み、特殊詐欺対策を強化してほしい。
（3）子供を守る対策
ア　ネット犯罪に手を染めたり、被害に遭ったりする少年が増えているため、取締りや対策を強化してほしい。
イ　小学生等が犯罪に巻き込まれないように、自身の身を守るための講習等を実施してほしい。

[その他の意見要望等]

警察の業務が多岐にわたって遂行され、それによって住民が守られ、助けられていることが分かり、感謝の念が湧いた。

その他	

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令 和 0 4 年 度　　第 4 回　　高島平警察署協議会　議事概要			
開催日時	令 和 0 5 年 0 3 月 0 2 日　　午 後 0 3 時 0 0 分 ～ 午 後 0 5 時 0 0 分		
開催場所	高島平警察署　講堂	出席者	協議会委員　　9 名 署長ほか　　2 名

内　容

会議に先立ち交通課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

1　協議会からの意見要望に対する取組結果について
若手警察官の育成について
（1）厳しい指導は必要であるが、民間と比べても警察業務にやりがいを感じてもらえるような指導をお願いしたい。
○　各種教養・指導を通じて「都民、国民のために働く社会貢献性の高い仕事である」という誇りと使命感を醸成する。
○　「警察官は都民にとってなくてはならない存在である」といった高い気概を持って各種取扱に取り組むよう指導している。
（2）多くの区民が警察官を頼りにしている中、若手警察官は志が高いので、挫けないような指導をお願いしたい。
○　悩みや仕事に対する不安については、担当幹部や同僚がしっかりとサポートし、若手警察官が憂いなく仕事ができる職場環境を整えている。
（3）若手への評価をきちんと本人に伝えてほしい。褒めてあげてほしい。
○　顕在的な実績だけでなく、潜在的な実績を正当に評価するとともに、機を見て褒める等、若手警察官が自信とやりがいを感じるような指導に努めていく。
2　管内概況
（1）交通事故発生状況
（2）特殊詐欺発生状況

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1　署長から協議会への説明内容
交通規制について
（1）交通規制係の仕事
（2）道路使用許可
（3）各種届出
（4）交通規制（二段階横断歩道、東武練馬駅前車両通行止め）
（5）標識・標示等の管理、道路工事や作業現場の視察
（6）住民要望等に対する調査、通学路点検
（7）交通死亡事故現場における対策
（8）震災訓練、信号機滅灯訓練
（9）交通死亡事故の推移（都内）
(10) 自転車指導啓発重点地区等についての説明
2　警察署協議会からの意見要望等
（1）減速しない車両（自転車等）、斜め横断する歩行者、横断歩道や停止線上で駐停車をしている車両（運転手が乗車している場合を含む）などきちんと取り締まってほしい。
（2）中学、高校で道路交通法を必須科目とすべきではないか。そのことにより保護者をはじめとする大人の意識向上にもつながると思う。
（3）運転免許証の更新の際に自転車に関する講習も受けるようにしたらよいのではないか。

[その他の意見要望等]

なし

その他	

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。